

令和 8 年 9 月 29 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

議会運営委員会
委員長 本 田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 追加事件について
(2) その他
- 2 調査の経過 9 月 29 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
追加事件については、これを受けることとし、その取扱いについては、別紙「令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（追加）」のとおりとした。
その他で、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について事務局から説明を受けた。
また、議会運営委員会の引継事項について協議した。
閉会中の継続審査の申し出について、審議の流れを確認した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

(2) 付議事件の取扱いについて

(2) その他

(1) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(2) その他

2 日 時 令和8年9月29日 決算審査特別委員会終了後

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠 席 なし

6 説 明 員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、樺澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (14:40)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員長の挨拶ということで、一言させていただきます。決算委員会でお疲れのところ大変申し訳ございませんが、議会運営委員会にお付き合いをよろしくお願いいたします。

先日は防災訓練、御苦勞様でした。防災訓練の中で安否確認をさせていただきましたけれども、この前段で、会派代表者会議の中でも議会内部の改善すべきところの一つとしてLINEワークスを上げていただきました。実は、半分の議員が上手に活用できていない状況でありました。前日に、私からLINEワークスの取扱いについて確認をさせていただきました、おかげ様で安否確認については例年にない速さで対応できたと思っております。ただ、技術的・能力的にアクセスが困難な方がまだおられますので、その方々は後日事務局からバックアップをしていただくようお願いしてありますので、よろしくお願いいたします。いずれにしろ、議会内部の改善が一つできたということにさせていただきたいと思っております。また、LINEワークスについては、1日1回、1週間に1回ぐらいは開いていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これから議事に入ります。

(1) 追加事件について

(1) 付議事件

本田委員長　　日程第 1、追加事件についてを議題といたします。(1)付議事件について、議長の受付・提出事件（請願・陳情・発議・選挙等）について、説明を求めます。

坂大議会事務局長　（資料「令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（追加）」及び「発議第 4 号」により説明）

本田委員長　　ただいまの議長受付・提出事件について、質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わりにします。

議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議ないものと認めます。したがって、議長受付・提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

(2) 付議事件の取扱いについて

本田委員長　　次に、(2)付議事件の取扱いについて、御審議願います。付議事件の取扱いについて説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長　（資料「令和 8 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（追加）」により説明）

本田委員長　　この件ですが、議会事務局長の説明のと通りの取扱いでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

(2) その他

(1) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

本田委員長　　日程第 2、その他を議題といたします。(1)魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　本件は、上位法の改正に伴う改正であります。全国市議会議長会から 9 月 16 日付けで、「個人情報の保護に関する法律の一部改正」が令和 8 年 7 月 17 日に公布され、当市議会の個人情報保護条例の基になっている条例（例）の一部改正が行われた旨、通知がありました。このことに伴い、全国市議会議長会が示す条例改正（案）に準じて改正したいものです。改正内容は、行政機関等の職員等に対する罰則規定の改正です。新旧対照表を御覧ください。（資料「魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）」により説明）

施行期日は、上位法の「個人情報の保護に関する法律の一部改正」に合わせて、公布日の令和 8 年 7 月 17 日から起算して 6 月を経過した日である令和 9 年 1 月 17 日とするものです。罰則規定の改正は、事前に新潟地方検察庁との協議が必要なため、本改正案により協議を行い、並行して市の例規審査委員会の審議を経て成案としたいものであります。併

せて、文言等の整理を行わせていただきますので、改正案は修正される場合があります。本改正は、施行期日の関係から、第4回定例会で提案する予定としております。取扱い等については、議会運営委員会で付議事件を協議するときに審議をお願いいたします。説明については、以上であります。

本田委員長　　今ほどの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終わりにいたします。本件につきましては、議会事務局長の説明のとおり取り扱うことに御異議ありませんか。(異議なし) よって、そのように決定いたしました。

(2) その他

・議会運営委員会の引継事項について

本田委員長　　(2)その他を議題といたします。議会運営委員会の引継事項についてでございます。議会運営委員会の引継事項につきましては、さきの委員会から継続して行っております。このたびは議員定数について御協議願いたいと思っています。経緯について説明いたします。

先般、会派代表者会議がございまして、れいわ志政会の星代表から議員定数について調査すべき時期に来たという旨の発言がございました。それに関しましてどのような扱いをするかというところで、しんせいクラブの関矢代表から特別委員会などをつくったらどうかという話がございました。私からは、青嵐会というより、議会運営委員会の立場から申しまして、既に議会運営委員会の引継事項ということで、フリーテーマで全ての事案についての見直しを始めたところでありますので、当委員会でいいのではないかという話をさせていただきました。いずれにいたしましても、まず初めはこの委員会で協議しなければならないことですので、今回のような運びになりました。

それでは、委員の皆さんからいろいろと発言等がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。私としては、既に議会運営委員会で全ての引継事項ということで取り扱っておりますので、この件につきましても当委員会で調査させていただけるとありがたいと思ひております。皆さんから発言がございましたらよろしくお願ひいたします。

浅井委員　　議員定数のほかにも議会内のこと、服装とかいろいろなことが検討事項であると思うのですが、議運の中では新しい1期生の議員の方も1人いらっしゃいますが、数が少ないですし、あと会派に入られていない議員の方もいらっしゃいます。満遍なく、いろいろな人の意見を出せるような特別委員会をつくって進めたほうがいいのではないかと私は思ひます。

本田委員長　　今ほどの発言ですと、では特別委員会というのは全議員を対象にしてと、広く浅くという発言でございますので、そういうふうにとらまえてよろしいですか。

浅井委員　　全議員までいかなくても、1期生も全員ではなくても、ある程度満遍なく、いろいろな人の意見を聞けるような方法がいいと思ひます。

本田委員長　　議員の意見を聞く、身分に関することだから、広く浅くが可能だと思うのですが、当委員会で調査しているのにまた特別委員会をつくってやる必要があるのかが一つ。それから、議会運営委員会でも運用の仕方によっては議員を参考人として意見を拝聴することは可能です。

関矢委員　私は今の浅井委員に賛成です、特別委員会ということで。過去にも議員定数とか議会改革というのは特別委員会を設置した中でやってきました。全議員の委員会のときもありましたけれども、今回は全員にならなくても、会派は3つありますので各会派から2名くらい、そして今この議運にいない無会派が2名いますがどちらか1名の、7名ぐらいの委員会をつくっていただいて、特別委員会で議論をすればいいと私は考えています。

本田委員長　私としては、委員会はここでもできるのかなと。客観的・公正的に私からも資料はお出ししたいと思っています。その中で、迅速に素早くやっていきたいとは思っています。私としてはそういう意見でありますけど、それを踏まえてもう1回ぜひ。

関矢委員　委員長は多忙ですので、特別委員会をつくっていただいて、若い人から委員長になって経験していただくのも私は良いと思いますので、お諮りいただければと思います。

星委員　議会運営委員会の中で、半年ぐらい前から服装だったり取り組んできました。その服装の件と今回の議員定数の件を一緒くたで特別委員会でやる感じがいいのか、例えばそれとも、今まで議会運営委員会で取り組んできているポロシャツとか飲み物を持ち込んでいいかというのは議会運営委員会で、議員定数だけは特別委員会でやるのか、委員長はそこら辺はどんな感じですか。

本田委員長　星委員から御発言をいただきましたけれども、議会運営委員会というのは議会進行に関係すること全てでございます。それというのは、我々の身分もそうです。それから、日々の活動についてのみんなでの取決めをする場だと思っておりますので、私はここがそれをする場であるという解釈でおります。議員定数も服装も全てここかなと思います。

参考までに、過去の我々魚沼市議会の議員定数は議員発議によって行われておりまして、議員定数の委員会を過去開いたことはないです。

関矢委員　休憩にしてもらったほうがいい。

本田委員長　暫時休憩します。

休　　憩（14：54）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再　　開（14：58）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど、議員定数についてどのように取扱いをするかということで御協議いただきました。全員協議会で議会運営委員長から全議員にこの件について意見を拝聴させていただく場をつくるということで行いたいと思っておりますが、そのような結論で今回よろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきました。

その他、協議事項がございましたらお願いいたします。執行部のほうからございますでしょうか。（なし）皆さんのほうからございますでしょうか。（なし）

・閉会中の継続審査の申し出について

本田委員長　私から1点、閉会中の継続審査の申し出について確認させていただきます。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（15：00）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再 開（15：06）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど、継続審査の本会議上での流れということで各委員さんから確認をいただきました。従来どおり、ルールにのっとって行うことで確認をさせていただきました。

そのほか、委員の皆さんから何かありませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉 会（15：07）

議会運営委員会

委員長 本 田 篤